



## 柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

### インボイス制度開始まであと半年

かねてよりお知らせしていましたが消費税のインボイス制度が開始される令和5年10月1日まであと半年を切りました。インボイスへの対応は進んでいますでしょうか？

対応を行わなければならない事項は多数あります。全ての対応が完了するまでに数ヶ月かかることが想定されますので、準備を進めるようにしてください。

- 適格請求書発行事業者の登録申請
- 自社発行請求書の書式・記載事項の変更
- 取引先のインボイス番号の確認
- インボイス番号取得しない取引先への対応
- 会計システム・販売管理システム等の対応
- 自社の消費税計算方法がインボイス対応となっているか確認
- 社内関係者への周知
- 軽減措置や簡易課税の選択の検討



### 税理士登録のお知らせ



このたび弊社社員の坂本憲彦が税理士登録を行いましたのでお知らせいたします。

これからも今まで以上に充実した税務サービスを提供できるよう努めて参ります。今後とも一層のご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

『令和5年2月21日付で無事税理士登録を行うことができました。柳澤会計に入社し、この4月で11年目を迎えます。11年目を税理士という立場で迎えることとなりますが、新たな気持ちで皆様のお役に少しでも立てるよう日々精進していく所存ですので、今後とも宜しくお願い致します。(坂本憲彦)』

### セミナーのご案内(インボイス・労務関係)

4月19日(水) 13:30より、『インボイス制度・労務セミナー』を行います。参加費は無料となっていますので、もしお時間ありましたら是非ご参加ください。

今回のテーマは『インボイス対応』、『トラブルの原因は就業規則にあり！就業規則ここが問題です』となります。

現在参加申し込みを受け付けておりますので、お気軽にお申し込みください。セミナーの詳細・参加申込につきましては別紙チラシをご覧ください。



# — 令和5年度税制改正①（資産課税） —

令和5年度税制改正では、資産課税に関する大きな制度改革がありました。特に注目すべき改正のポイントとしては、下記の2つになります。

- ① 相続時精算課税制度の見直し
- ② 相続財産に加算する暦年贈与財産の期間の延長

今回は、相続時精算課税制度の見直しについて解説を行います。



## ■ 相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与の制度です。

相続時精算課税制度の選択をした場合には、贈与額の累計が2,500万円まで贈与税が課税されません。暦年贈与を行う場合、110万円の基礎控除しかないため、多額の贈与には不向きです。一方、相続時精算課税制度の場合、2,500万円までの特別控除額があるので一度に多額の贈与を行うことができます。

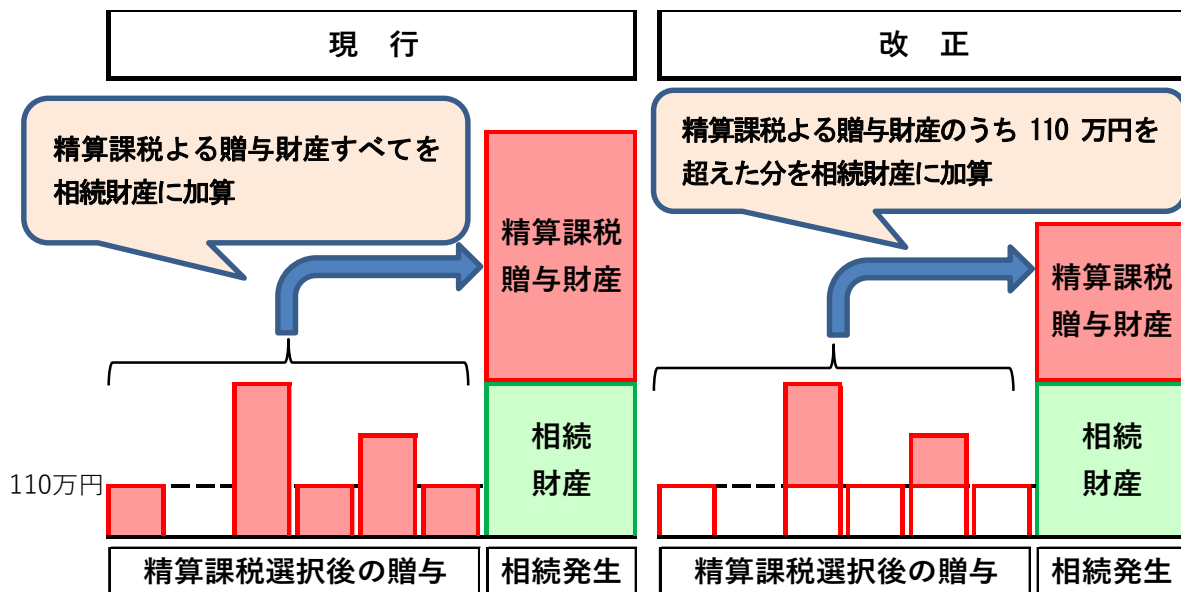
ただし、贈与者が死亡した際には制度適用後の受贈財産をすべて相続財産に加算して相続税を計算することになります。

## ■ 相続時精算課税制度の見直し

令和5年度税制改正では、相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が創設され、贈与者に相続が発生した時に加算する累積贈与額に毎年110万円の基礎控除部分を加算しないこととされました。

暦年課税制度では、相続または遺贈により取得した者の相続税の課税価格に加算される贈与財産の対象に、110万円の基礎控除部分も含まれます。その部分の比較では、相続時精算課税制度の方が有利になったといえます。

また、現行の相続時精算課税制度は110万円以下の少額の贈与でも贈与税申告が必要でしたが、今回の改正により年間110万円以下の贈与については贈与税申告が不要となります。



## ■ 適用時期

この改正は令和6年1月1日以後に贈与した分から適用されます。

(坂本憲彦)



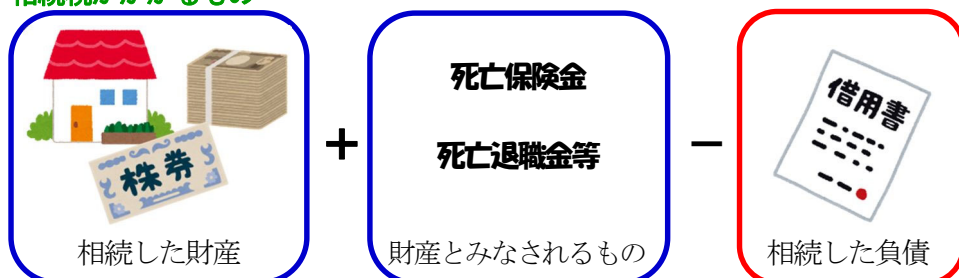
## 税金・会計 Q&A

### Q 相続税はどんなときにかかるの？

人が亡くなると、その人が所有していた財産・債務を誰かが受け継ぎます。これを「相続」といいます。また、受け継いだ人は財産を取得しますが、その財産に対して課税されるのが「相続税」です。ただし、相続財産の評価額が「基礎控除」の範囲内であれば、相続税は課税されません。

＜相続税は何にかかるのか？＞

#### 1. 相続税がかかるもの



※金銭に見積もることができるものは、ほとんどが相続財産です。

#### 2. 相続税がかからないもの

- ・墓地・仏壇・仏具等、祖先の祭祀を承継する人が引き継ぐ財産。
- ・死亡保険金・死亡退職金のうち、非課税枠（500万円×法定相続人の人数）のもの。
- ・国などに寄付した場合の寄付金額など。



### Q 相続税が課税されない金額はいくら？

相続によって、財産を相続した場合でも、相続した財産の評価額が「基礎控除」の範囲内であれば、相続税は課税されません。

#### 1. 相続税の基礎控除額は、いくら？

基礎控除＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の人数)

(例示：法定相続人が3人の場合)

基礎控除＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の人数3人)＝4,800万円

※上記の場合、財産を相続しても、4,800万円までは、相続税が課税されません。



#### 2. 「法定相続人」とは誰のこと？

相続税の基礎控除の計算にも出てくる「法定相続人」には、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹がなることができます。ただし、配偶者は、どんな場合でも相続人になりますが、配偶者以外で相続人になれる人には順位があります。その順序は、①子供 ②父母 ③兄弟姉妹です。

①亡くなった方（被相続人）に配偶者と子供がいる場合

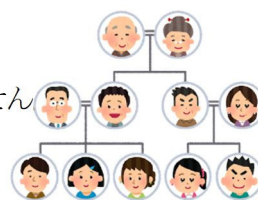
相続人→配偶者＋子供（このときに、父母・兄弟姉妹がいても相続人になれません）

②亡くなった方（被相続人）に子供がおらず、配偶者と父母がいる場合

相続人→配偶者＋父母（このときに、兄弟姉妹がいても相続人になれません。）

③亡くなった方（被相続人）に子供・父母がおらず、配偶者と兄弟姉妹がいる場合

相続人→配偶者＋兄弟姉妹



(橋本健治)

# IT導入補助金

## IT導入補助金 通常枠(A・B 類型)

IT補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることを目的としています。

### 通常枠

種類	通常枠	
	A類型	B類型
補助額	5万～150万円未満	150万～450万円以下
補助率	1/2以内	
プロセス数※1	1以上	4以上
ITツール要件(目的)	類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、労働生産性の向上に資するITツールであること。	
賃上げ目標	加点	必須
補助対象	ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分)・導入関連費	

※1:「プロセス」とは、業務工程や業務種別のことです。

手続きは中小企業・小規模事業者等がITベンダー・サービス事業者とともに行います。交付申請、事業実績報告、効果報告などが必要となります。ソフトウェアの購入費のほか、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費も補助対象となります。IT補助金の通常枠の締切は、1次締切は令和5年4月25日、2次締切は令和5年6月2日となります。

(北原隆幸)

## 職員コラム

### ～夢を叶える～

中村良江

幼い頃、テレビで見たシーンで強く印象に残っているのが、ドラマのテーマソングで鳴門海峡の渦が流れている場面でした。海なし県で育つ私には、幼ながらにそれが「遠いところ」であることは理解でき、いつかはこの風景を見に行きたい、と心に誓ったのでした。

調べてみると、私の記憶の番組はNHK『鳴門秘帖』という今は亡き田村正和さん主演のとても人気の時代劇だったことがわかりました。しかも5年前に山本耕史さんでリメイク放映されていました。今はネットからの情報で何十年も前のことが簡単に調べられ、しかも私が幼い頃に見ていたオープニングの映像まで見られることに感動しました。

そしてこの春、私はやっと45年来の夢を叶えることができました。淡路島から鳴門海峡のクルーズ船に乗り、鳴門の渦を間近で見ることができたのです。春は一年で一番大きな渦潮が見られるベストシーズン。しかも私が見に行った日は「大渦期待の日」でした。お天気もよく、大きな渦の中にクルーズ船が入り込み、大きく船が揺れ、たくさんの渦に包み込まれるのも圧巻でした。船いっぱいの人が感動の声を上げていました。しかし3年前からのコロナ禍を思い起こすと、恐らく観光客が全く途絶え、観光船も港から渦潮に繰り出すこともないままの時期が長くあったのだろうと想像できました。やっとマスクも外せる生活がやってきました。観光もほぼコロナ前の状況ではないかと今回の旅行で安堵した次第です。

